

諸外国の輸出入規制に関するデータベースの作成

# 報 告 書

平成 27 年 3 月 31 日

一般社団法人 日本海事検定協会

(検査第一サービスセンター)

## 目次

1. はじめに	2
2. 調査の内容	2
3. 調査の対象	2
4. 調査の方法	2
5. 調査の結果	
5-1 輸入貿易管理	3
5-1-1 輸入禁止品目	3
5-1-2 輸入管理品目	4
5-2 関税制度	8
5-2-1 管轄官庁 各関税	8
5-2-2 関税以外の諸税	9
5-3 工業団地・輸出加工区・輸出加工企業	10
5-3-1 工業団地 (IZ)	10
5-3-2 輸出加工区 (EPZ)	10
5-3-2 輸出加工企業 (EPE)	10
5-4 製品品質法	10
5-4-1 第一品目群 (Group-1 Product and goods)	11
5-4-2 第二品目群 (Group-2 Product and goods)	11
5-4-3 製品品質の確保について (Ensuring of inport goods quality)	11
5-4-4 製品品質認証 (State Examination)	12
5-5 輸入鉄鋼の品質管理に関する規定	13
5-5-1 輸入鉄鋼の品質適合性評価	18
5-5-2 指定適合性評価機関	18
5-5-3 輸入鉄鋼の品質適合性評価に必要な書類	19
5-5-4 輸入鉄鋼の品質適合性評価の減免	19
5-5-5 輸入鉄鋼の品質適合性評価の減免	19
5-6 スクラップに関する輸入規制	19
5-7 中古機械・設備・製造ラインに関する輸入規制	21
6. おわりに	23

添付資料-1 製品品質法・各省第2品目群リスト

## 1. はじめに

アジア諸外国へ現物投資及び物品を輸出する際の輸入規制に関し、投資企業、輸出企業等から当協会に問い合わせが多く寄せられており、これら情報を総合的に閲覧できるデータベースの整備が望まれているところである。

本事業は、当協会の有する情報及び知見に基づき、海外への現物投資及び輸出を行う企業に対し、アジア諸外国の輸出入規制及び制度に関する基礎データを利用しやすい形に編集し、提供することを目的とし、以って、投資企業及び輸出企業の円滑な活動の促進、国際貿易の促進に寄与することとする。

## 2. 調査の内容

諸外国(アジア)への現物投資、物品輸出入等の貿易業務に係る輸出入規制及び制度に関するデータを文献調査、現地調査等により収集・調査した結果を総合的に一覧できる形にデータベース化し、当協会のホームページ、ガイドブック等を通じて上記関係者の利用に供するものである。

## 3. 調査の対象

調査は以下のスケジュールにより実施する。

平成 23 年度 :	タイ
平成 24 年度 :	インドネシア
平成 25 年度 :	インド
平成 26 年度 :	ベトナム
平成 27 年度 :	中国

調査の対象は、投資及び輸出の状況により変更及び追加の可能性がある、また、各国規制の改変状況を踏まえて、データベースの見直しを適時行うとともに6年度以降も調査を継続することとする。

平成 26 年度は、調査対象国をベトナムとし、ベトナムにおける輸入規制のみならず輸出促進に関連する制度等を調査の対象とした。

## 4. 調査の方法

- ① 文献調査(インターネットを含む。)
- ② 国内関係者ヒアリング
- ③ 現地関係者ヒアリング

## 5. 調査の結果

### 5-1 輸入貿易管理 Decree 187/2013/ND-CP (政府発行の2013年11月20付政令)

ベトナムにおける輸入規制の大まかな概要が記されており、各省庁は輸出入関税リスト上のHSコードを明記する一覧表を發布している。これにはベトナムの輸入品に関する規制(禁止及び管理)の概要政令リストが添付されている。

#### 5-1-1 輸入禁止品 Decree 187/2013/ND-CP ANNEX I (II)

以下の各省庁により告知がなされている。

1. 国防省 告知品目  
武器、弾薬、起爆性材料(産業爆薬以外の)及び軍事技術的な装置、器材。
2. 公安省 告知品目  
様々な種類の爆竹(運輸省のガイドラインに従って航行安全のために使われる照明弾を除く)、道路交通速度計測器、スカイランタン。
3. 商工省 告知品目
  - a) 古繊維、古着、古靴・サンダル、古生地
  - b) 中古電気製品
  - c) 中古冷蔵庫
  - d) 中古医療機器
  - e) 中古家具及び中古インテリア
  - f) 中古家庭用品
4. 情報通信省 告知品目
  - a) ベトナムで普及と流通が禁止されるカテゴリーの出版物。
  - b) 郵便法により定められた商業、両替、表示、普及を禁止されたカテゴリーの郵便切手。
  - c) 無線周波数に関する法令に関連した技術的規則と無線周波数計画に適合していない電波を適用した器材、ラジオ器材。
5. 文化・スポーツ・観光省 告知品目  
ベトナムで普及と流通から禁止されているか、ベトナムで普及と流通の停止についての決定が出されているカテゴリーの文化的な製品。
6. 運輸省 告知品目
  - a) 右ハンドル自動車(改造右ハンドル車を含み、クレーン車などの特殊車両を除く)
  - b) シャーシ或いはエンジン番号詐称の自動車
  - c) シャーシ或いはエンジン番号詐称のオートバイ
7. 商工省 告知品目
  - a) 中古タイヤ及びエンジン
  - b) 中古エンジン付シャーシ
  - c) 中古改造車両
  - d) 中古救急車
  - e) 中古自転車
  - f) 中古オートバイ

8. 農業・農村開発省 告知品目（化学薬品）

ロッテルダム条約のアネックス III で明記される化学製品。

9. 農業・農村開発省 告知品目（植物）

ベトナムで使用を禁止されている植物防疫物質。

10. 資源・環境省 告知品目

スクラップと廃棄物（禁止品目や禁止付着物のある物）、フロンを使っている冷凍器材。

11. 建設省 告知品目

角閃石グループのアスベストを含んでいる製品や原料。

12. 商工省 告知品目

化学兵器の開発、製造、蓄積、使用と破壊を禁止する条約のアネックス No.1 と共に化学兵器の開発、製造、蓄積、使用と破壊を禁止している政府の命令 No.100/2005/ND-C(2005年8月3日)に明記されたタイプ1の有毒な化学製品

**5-1-2 輸入管理品 Decree 187/2013/ND-CP ANNEX II (II – VIII)**

以下の各省庁により告知がなされている。（添付資料-1 参照）

1.運輸省

	輸入製品	管理方法
	海の安全のために使われる様々な照明弾	輸入許可 (Import permit)

2.農業・農村開発省

	輸入製品	管理方法
1	ベトナムに初めて輸入するために登録した、獣医薬品と獣医薬品の生産原料	検査合格 (License of testing)
2	ベトナムに初めて輸入するために登録した、獣医学で使用される生物学的、微生物学的に生産された物質や化学製品	検査合格 (License of testing)
3	a) ベトナムで使用を許可された商品リスト外の、植物防疫物質と植物防疫薬品の生産原料	輸入の条件を指定した輸入許可 (Import permit)
	b) ベトナムで使用を許可された商品リスト内の、植物防疫物質と植物防疫薬品の生産原料	輸入の条件を指定した輸入許可 (Import permit)
4	ベトナムでの商品許可リスト外の生産・商業用の動物類、ベトナム未発見の様々なタイプの昆虫、ベトナムに初めて輸入される動物類の精子や卵子	輸入許可または検査合格 (Import permit or License of testing) ライセンスの条件と手続きを指定する
5	植物検疫を行う生植物や生物や他のリストにより植物防疫管理された物でベトナムに輸入される前にペストリスクの分析が必要な物	輸入許可 (Import permit) ライセンスの条件と手続きを指定する
6	ベトナムで生産とビジネスを許可される植物の種類	輸入許可または検査合格

	リストにまだ挙げられていない種類の植物で、国際協力目的の為に調査、テスト、トライアル生産、または展示のサンプル、寄付、プログラム実行と投資プロジェクトで輸入される物	(Import permit or License of testing) (植物の種類と動物の種類 の条例に基づきライセンスの条件と手 続きを指定する)。
7	ベトナムでの流通許可リスト外の家畜飼料と家畜飼料原料、水産養殖飼料と水産養殖飼料原料	輸入許可または検査合格 (Import permit or License of testing) ライセンスの条件と手続きを 指定する
8	ベトナムで使用取引される生産許可リスト外の肥料	輸入許可 (Import permit) ライセンスの条件と手続きを 指定する
9	植物と家畜の遺伝子の源(ソース)、 微生物取扱い研究 (科学的技術的な交配)	輸入許可 (Import permit) ライセンスの条件と手続きを 指定する
10	CITES 条約に従って輸入を管理する必要がある野生の 動植物	輸入には CITES 条約の手続きガイド と条件のアナウンスに従う
11	a) プロバイオティクス、微生物、化学製品、環境影響 を刷新した水産養殖製品の生産原料	輸入された原料の品質管理に関する 規制。
	b)ベトナムで流通を許可されたリストに記載、または条 件付きの輸入製品のリストに記載された完成品	ベトナムでの流通を許可された製品 リストの公表(通常輸入されるかもし れない製品のリスト)と輸入製品のリス トで条件を付した輸入製品のリス ト
	c)リストでまだ挙げられない完成品でまだベトナムで の流通許可が出ていない物。又は、輸入製品のリス トで条件を付された物	輸入許可 (Import permit) 輸入の条件、輸入される量を指定して いる
12	a) 通常輸入される水生苗/種子。	通常輸入される水生苗/種子のリスト の公表。
	b) 輸出が条件つきである水生苗/種子	条件付きの輸入水生苗/種子のリスト の公表
	c)ベトナムで初めて輸入される水生苗/種子で 輸入許可リストに無いもの	輸入許可 (Import permit) 輸入の条件、輸入される量を指定して いる
13	a)通常輸入のリストで告示された食品として使用され る生鮮水産養殖の製品	通常輸入される食品として使用され る水産養殖の新しい製品のリストの 公表。
	b) 通常輸入のリストで告示されていない食品として使 用される生鮮水産養殖の製品	リスクアセスメントに関する規制と 輸入許可の発行(Import permit)

### 3.資源・環境省

	輸入製品	管理方法
	スクラップ	輸入の条件または基準に関する規則

### 4.情報通信省

	輸入製品	管理方法
1	印刷物（本、新聞、雑誌、絵、写真、カレンダー）	出版と新聞に関する法律に従う
2	郵便切手、切手商品や切手出版物	輸入許可（Import permit）
3	9KHz からの 400GHz までの頻度が有り、60mW 以上の能力が有るマイクロ波装置、ラジオ送信機と受信機	輸入許可（Import permit）
4	印刷業における専門的な使用目的の製版システムと植字システム	印刷事業に関する法律に従う
5	印刷機（オフセット、フレキソとブロンズ製のシリンダー・プリンター）とカラー写真複写機。	印刷事業に関する法律に従う

### 5.文化・スポーツ・観光省

	輸入製品	管理方法
1	映画撮影作品やその他映像の記録がある製品	内容の承認
2	芸術や実用芸術作品、絵画、写真	内容の承認
3	ビルトインプライズの出来るゲーム機器やカジノゲームの為の特別な装置	条件に関する規則 （器材とビルトイン・プログラマーを確認）
		投資ライセンスを取得している、又は、2003年2月27日発効の首相告示（No.32/2003/QD-TTg）に基づく営業登録を有する企業がこれらの機械の輸入許可を受ける事が出来る
4	玩具	特性とタイプの公表があるものは輸入許可(Import permit)

### 6.保健省

	輸入製品	管理方法
1	習慣性薬物、向精神薬、プリカーサーとして使用され	輸入許可(Import permit)

	る調合薬と放射性薬物（完成薬品含む）。	ライセンスの条件と手続きを指定する
2	完成品で登録番号を持つ、人体用の予防薬や治療薬	輸入注文を確かめなくて、必要に従い 輸入許可(Import permit)
3	完成品で登録番号のない、人体用の予防薬や治療薬	輸入許可(Import permit)
4	ベトナムで使用される新しいタイプのアイテム （薬品製造の原料、製薬、医療に直接関わる空のカプセルや包装）	輸入許可(Import permit)と公表
5	直接人間の健康に影響を与える化粧品	製品の公表
6	登録番号のないワクチンと医療生物学的製品	輸入許可(Import permit)
7	人間の健康に直接影響を与える恐れのある医療機器 （必要に応じて輸入許可される商品のリスト以外の物）	輸入許可(Import permit)
8	一般に家庭や医療で使用される、昆虫やバクテリアを根絶する化学製品、予防薬（殺虫剤）	流通登録
9	流通登録証明書をまだベトナムで交付していない、一般に家庭や医療で使用される、昆虫やバクテリアを根絶する化学製品、予防薬（殺虫剤）	輸入許可(Import permit)
10	公表シート受領番号が未支給の研究またはテストの為に輸入される化粧品	輸入許可(Import permit)

#### 7.中央銀行

	輸入製品	管理方法
1	鑄造に使用されるブランク金属（貨幣用）	輸入代行業者指定（Appointment of an enterprise permitted to import）
2	現金保安ドア（ベトナムの国立銀行で明記される技術的な基準に従う）	輸入許可(Import permit)
3	紙幣を印刷するための紙	輸入代行業者指定（Appointment of an enterprise permitted to import）
4	紙幣を印刷するためのインク	輸入代行業者指定（Appointment of an enterprise permitted to import）
5	銀行業界により発行されコントロールされる偽造防止白紙印刷物や現金使用白紙、小切手、切手、他の有価物用紙	輸入代行業者指定（Appointment of an enterprise permitted to import）
6	現金保安ドア（ベトナムの国立銀行で明記される技術的な基準に従う）	輸入代行業者指定（Appointment of an enterprise permitted to import）
7	金属鑄造機械や金属貨幣を型押しする機械（ベトナムの国立銀行で明記される技術的な基準に従う）	輸入代行業者指定（Appointment of an enterprise permitted to import）

その他の管理方法については下記の対応が挙げられる。

- ・ 輸入クォータ管理 (Taxation Quotas)

数量は制限されないものの、その輸入数量により通常税率或いは特別税率が適用される。

(国内生産能力及び国内需要を考慮し、毎年それぞれの物品のクォータが商工省により規定される) <塩、葉巻原料、卵、砂糖、等>

## 5-2 関税制度

### 5-2-1 管轄官庁及び各関税

管轄省庁として財務省(MOF/Ministry of Finance)及び税関総局(GDC/General Department of Custom)が挙げられ、関税に関わる適用品目や各税率等の規制を定めている。

#### 関税の体系

##### 輸出関税

輸出は保険料および運賃を除く、出港地での売却価格 (FOB) で課税標準を算出する。 関税価格は輸出時の契約書ならびにその他の関連書類に基づく売却価格となる。

「輸出品関税額 = 売却価格 × 関税率」

##### 輸入関税

輸入関税には、4種類の異なる税率が採用されている。

- ・ 標準関税率、・ 優遇関税率、・ 特別優遇関税率、・ その他

#### 関税の計算方法

輸出関税は FOB 価格を基準として計算を行う。

輸入関税は CIF 価格を基準として計算を行う。

#### 輸入関税の体系

##### 1.(標準関税率)

優遇税率及び特別優遇税率に該当しないその他の輸入物品については、標準関税率が適用される。標準関税率は、優遇輸入関税表一覧に定められている優遇関税率より 50%高く設定されている。最新の関税率は、都度、ベトナム関税総局のウェブサイトにて確認するか、関連法令に規定された個別の税率表を参照することが必要である。

ウェブサイト <http://www.customs.gov.vn/home.aspx?language=en-US>

##### 2.(優遇関税率)

ベトナムとの間で互惠関税協定を締結している通商国からの輸入物品に適用される。国内法により物品毎に規定されている。

ベトナムと日本は 2008 年 12 月に、日本・ベトナム経済連携協定 (JVEPA) を締結しており、日越往復貿易額の約 92%を協定発効 (2009 年 10 月) 後 10 年間で無税化する。ベトナムにとっては初めての 2 国間 EPA となる。

最新の関税率は、都度、ベトナム関税総局のウェブサイトにて確認するか、関連法令に規定された個別の税率表を参照することが必要である。

##### 3.(特別優遇関税率)

自由貿易地域や共通関税制度の一環として、国際貿易の連携強化に向けて、またはその他特別優遇措置の対象となる場合において、ベトナムとの間で特別優遇輸入関税に関する協定を締結している通商国または国家連合からの輸入物品に対し適用される。

- ・2008年12月1日に、日本・ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定が発効された。
- ・日本からASEANに輸出する物品、およびASEANから輸入する物品の関税が削減・撤廃される。
- ・特定原産地証明書の提出が必要となる。無い場合または非優遇扱いの国の原産の場合、優遇税率または標準税率が適用となるので注意が必要となる。
- ・優遇税率、特別優遇税率どちらの特恵関税が適用されるかは、原則、輸入者がどちらの協定に基づく特定原産地証明書を添付して輸入国税関に申告するかによる。
- ・AJCEP協定と2国間EPA双方の適用税率、原産地規則等を確認した上で、より有利な方を選択して利用することができる。
- ・JVEPAは日越間であり、AJCEPは日本とASEAN加盟国間となっている。

### （その他関税率）

国内の関税法令により、個別に優遇税率が適用されている。

HS Code	品目	財務省文書番号
7011, 8504, 8518, 8522, 8529, 8532, 8533, 8540	電子部品及び付属品	08/2006/QD-BTC
2009, 3304, 3307, 3922, 8517, 8708	その他の部品及び付属品	37/2008/QD-BTC
8702, 8703	自動車及び自動車部品	17/2008/QD-BTC 25/2008/QD-BTC 35/2008/QD-BTC

### 5-2-2 関税以外の諸税

#### VAT（付加価値税）

ベトナムにおける付加価値税は、物品およびサービスの取引額に対して課税される間接税であり、物品およびサービスの輸入に対しても課税される。

輸入物品及びサービスに係るVATの納税義務者は、これらを輸入する組織及び個人となる。物品輸入の場合の課税標準は、通関時の輸入品の価格に輸入関税及び特別消費税を加算した額である。税率は5%、10%または非課税となっている。

#### ET（特別消費税）

タバコや酒類、24席以下の乗用車、飛行機、ヨットなどに課される特別税で、課税標準は通関時の輸入品の価格に輸入関税を加えた価額となる。寄付や再輸出を目的とする輸入物品、貨物や旅客の輸送目的の飛行機やヨットなどは免税される。

納税義務者は、該当商品の生産者、輸入者（輸出者）又は販売者である。課税対象商品及び税率は、2008年12月14日に国会で承認されたLaw No. 27/2008/QH12に記載された税率表に基づく。

#### FCT（外国契約者税）

外国投資法によらない形態で、外国組織または個人がベトナム国内において何らかの事業

活動を行う契約をベトナム側の契約当事者と結んだ場合、法人所得税と付加価値税を複合した外国契約者税を納めなければならない。

財務省は2014年8月6日、既存の外国契約者税法である60/2012/TT-BTCを改正するCircular 103/2014/TT-BTCを公布した。

(本法令は2014年10月1日に施行される。施行前に締結された契約から発生する外国契約者税は、契約日に有効となっている法令を適用)

### 5-3 工業団地・輸出加工区・輸出加工企業

#### 5-3-1 IZ: Industrial Zone (工業団地)

ベトナムには多くの工業団地があり、団地内の生産業及びサービス業の企業に税優遇制度がある。

【日系企業開発の工業団地】

- 1.タンロン工業団地 (ハノイ)、2.タンロンII工業団地 (ハノイ)、3.VSIP バクニン工業団地 (ハノイ)、4.野村ハイフォン工業団地 (ハイフォン)、5.ホアカイン工業団地 (ダナン)、
- 6.ロンドウイック工業団地 (ホーチミン)

#### 5-3-2 EPZ: Export Processing Zone (輸出加工区)

現在7カ所の輸出加工区があり、区域内の生産業及びサービス業の企業に税優遇制度がある。

- 1.ハイフォン輸出加工区 (ハイフォン)、2.タントウアン輸出加工区 (ホーチミン)、
- 3.リンチュン I 輸出加工区 (ホーチミン)、4.リンチュン II 輸出加工区 (ホーチミン)、
- 5.ロンビン技術輸出加工区 (ダナン)、6.リンチュン III 輸出加工区 (クイニン)、
- 7.ダナン輸出加工区 (ダナン)

#### 5-3-3 EPE: Export Processing Enterprise (輸出加工企業)

輸出加工企業 (EPE: Export Processing Enterprise)とは、Industrial Zone (工業区域)及び Economic Zone (通常区域)で操業し、生産品の全てを輸出する企業である。

税優遇については、投資証明書が発行日よりその内容が異なる。IZ内のEPEは、EPEとしての税優遇を受ける。

### 5-4 製品品質法 (The Law of Product and Goods Quality)

輸入製品を含め、ベトナム国内で流通する製品の品質について The National Assembly No.05/2007/QH12 及び No.132/2008/ND-CP で各規定が定められている。

ベトナム国内で流通する製品を、その危険度で、第1及び第2品目群と分けている。

#### 5-4-1 第1品目群 (Group-1 product and goods)

危険を引き起こす可能性のない製品及び商品。適切な輸送、保管、維持、及び用途下で、人間、動物、植物、資産、或いは環境に害を及ぼさない製品と商品であり、第2品目群以外の製品及び商品。

#### 5-4-2 第2品目群 (Group-2 product and goods) (添付資料-1 参照)

危険を引き起こす可能性のある製品及び商品。適切な輸送、保管、維持、及び用途下で、人間、動物、植物、資産、或いは環境に害を及ぼす可能性のある製品と商品である。

第2品目群 (Group-2 product and goods)の指定については、DECISION No. 50/2006/QD-TTGにより、各省指定の品目、検査基準規格 (TCVN, etc.)及び検査・試験機関が定められている。

第2品目群は、先ず8省から指定され、その後追加されている、つまり第2品目群該当以外は、第1品目群であるということが言える。

- ・保健省 (Ministry of Health)
- ・漁業省 (Ministry of Fisheries)
- ・農業・農村開発省 (Ministry of Agriculture and Rural Development)
- ・商工省 (Ministry of Industry and Trade)
- ・運輸省 (Ministry of Transportation)
- ・建設省 (Ministry of Construction)
- ・労働・傷病兵・社会福祉省 (Ministry of Labor, Disabled Veterans and Social Affairs)
- ・科学技術省 (Ministry of Science and Technology)

また、下記各省通達より、指定品目の改定がなされている

- ・保健省 (Ministry of Health) No.44/2011/TT-BYT 改定
- ・農業・農村開発省 (Ministry of Agriculture and Rural Affair) No.50/2009/TT-BNNPTNT 改定
- ・運輸省 (Ministry of Transportation) No.19/2010/TT-BCT 改定
- ・建設省 (Ministry of Construction) No.11/2009/TT-BXD 建設用ガラスの追加
- ・労働・傷病兵・社会福祉省 (Ministry of Labor, Disabled Veterans and Social Affairs) No.03/2010/TT-BLDTBXH 改定
- ・科学技術省 (Ministry of Science and Technology) No.01/2009/TT-BKHCN 改定
- ・治安省 (Ministry of Public Security) No.14/2012/TT-BCA 追加
- ・情報通信省 (Ministry of Information and Communications) No.05/2014/TT-BTTTT 追加

#### 5-4-3 製品品質の確保 (Ensuring of import goods quality)

輸入品に関しては、第1品目-第2品目に関わらず、先ず「製品品質の確保」が求められ、加えて、第2品目のみに対し、製品品質認証が求められる

製品品質の確保 (Ensuring of import goods quality)は第1品目群 (Group-1 product and goods)及び第2品目群 (Group-2 product and goods)が対象。

後述の 5-4-4 製品品質認証 (State Examination)は第2品目群 (Group-2 product and goods)のみ対象。

製品品質の確保はベトナムに輸入される全ての製品 (第1品目・第2品目に関わらず、EPZからの輸入を含む) について必要であり生産者と輸入者は、主要特性、注意事項、及び適用規格を輸入品の A) 梱包、B) 製品/商品ラベル、C) 製品/商品に同封する書類何れかに表示しなければならない。又、第2品目については A) 生産者或いは輸入者による自己評価結果、B) 試験/検査/認証機関による評価、C) 品質規制一致に関する証明、D) 輸出入時の認定機関による認証結果の何れかに基づく、輸入製品/商品の適用規格或いは規制一致に関する証明が必要となる。

輸入者は、指定或いは認定認証機関による生産工程の技術的な要件に関する証明書を手配しなければならない。更にベトナムに初めて流通する製品/商品については、輸入者は、その製品/商品が適切な輸送、保管、維持、及び用途下で、人間、動物、植物、資産、或いは環境に害を及ぼさない製品/商品であることを立証しなければならない。

#### 5-4-4 製品品質認証 (State Examination)

第2品目群 (Group-2 product and goods)に適用される。

1. 評価・確認；生産工程の技術的な要件に関する証明

< Certificate of condition on the production process >

2. 評価・確認；適用規格或いは規制一致に関する証明

< Regulation Conformity Certificate >

上記を手配し、指定機関による製品品質認証 (State Examination) の申請、実施が必要となる。

確認方式として必要が有る場合には、適用規格或いは規制に従った試験サンプルを要する。

指定検査・試験機関への申請 (製品品質認証：State Examination) 方法としては

① 申請書提出や検査・試験費用負担は輸入者側とする。

提出書類

- ・ 申請書
- ・ Regulation Conformity Certificate の Copy
- ・ Certificate of condition on the production process の Copy
- ・ Sales contract 或いは Purchase Order の Copy
- ・ 輸入品 LIST

② 申請内容の確認 (指定検査・試験機関)

③ 検査・試験の実施 (指定検査・試験機関)

④ 検査・試験結果の輸入者及び税関への通知 (指定検査・試験機関)

検査・試験結果が不合格の場合の処置については下記の対応が有る。

A) 輸入者への再輸出要求 (Ship-back)

B) 輸入者への再製造 (手直し) 或いは廃却要求

C) 輸入通関直前の再検査・試験、或いは関係省庁による輸入停止、或いは中止処分の決定

#### 5-5 輸入鉄鋼の品質管理に関する規定

No.44/2013/TTLT-BCT-BKHCN (商工省・科学技術省 合同通達)により HS Code No. 7208～7229 の国内産鉄鋼及び輸入鉄鋼に対する品質管理について規定されている。(2014年6月1日から)

品質管理対象品目については下記が挙げられる。

No	HS Code	種別	適用規格等
1	7208	<p>Products of iron or non-alloy steel flat-rolled, with a width of 600 mm or more, hot-rolled, not covered, plated or coated.</p> <p>鉄又は非鉄合金鋼のフラットロール製品 (熱間圧延をしたもので幅が 600 ミリ以上のもの、クラッドし、メッキし、披覆したものを除く)</p>	<p>TCVN 7573:2006 ISO 16160:2005 TCVN 6527:1999 ISO 9034:1987 TCVN 6526:2006 ISO 6316:2000 TCVN 6523:2006 ISO 4996:1999 TCVN 6522:2008 ISO 4995:2001 TCVN 1765-75 TCVN 1766-75 TCVN 1844-89 TCVN 2057-77 TCVN 2058-77 TCVN 2059-77 TCVN 2364-78</p>
2	7209	<p>Products of iron or non-alloy steel, flat-rolled, with a width of 600 mm or more, cold rolled (cool pressed), not covered, plated or coated.</p> <p>鉄又は非鉄合金鋼のフラットロール製品 (冷間圧延をしたもので幅が 600 ミリ以上のもの、クラッドし、メッキし、披覆したものを除く)</p>	<p>TCVN 7858:2008 ISO 3574:1999 TCVN 7573:2006 ISO 16160:2005 TCVN 7574:2006 ISO 16162:2005 TCVN 6524:2006 ISO 4997:1999 TCVN 1765-75 TCVN 1766-75 TCVN 2365-78 JIS G3141, EN10130,</p>
3	7210	<p>Products of iron or non-alloy steel, flat-rolled, with a width of 600 mm or more, covered, plated or coated.</p> <p>鉄又は非鉄合金鋼のフラットロール製品 (幅が 600 ミリ以上のものでクラッドし、メッキし、披覆したもの)</p>	<p>TCVN 7859:2008 ISO 3575:2005 TCVN 7470:2005 TCVN 6525:2008 ISO 4998:2005</p>

			TCVN 1765-75 TCVN 1766-75 TCVN 3600-81 TCVN 3780-83 TCVN 3781-83 TCVN 3784-83 TCVN 3785-83
4	7211	Iron or flat-rolled alloy steel, with a width of less than 600 mm, not covered, plated or coated. 鉄又は非鉄合金鋼のフラットロール製品 (幅が 600 ミリ未満のもの、クラッドし、メッキし、 披覆したものを除く)	In this code it is divided into hot rolled and cool rolled. Hot rolled is under HS code 7208, and cool rolled is under HS 7209 TCVN 1765-75 TCVN 1766-75
5	7212	Iron or flat-rolled non-alloy steel, with a width of less than 600 mm, covered, plated or coated. 鉄又は非鉄合金鋼のフラットロール製品 (幅が 600 ミリ未満のもの、クラッドし、メッキし、 披覆したもの)	TCVN 7859 : 2008 ISO 3575 : 2005 TCVN 7470 : 2005 TCVN 6525 : 2008 ISO 4998 : 2005 TCVN 1765-75 TCVN 1766-75 TCVN 3600-81 TCVN 3780-83 TCVN 3781-83 TCVN 3784-83 TCVN 3785-83
6	7213	Iron or non-alloy steel, bar and uneven rolls, hot-rolled. 鉄又は非鉄合金鋼の棒 (熱間圧延をしたもので不規則に巻いたもの)	TCVN 1651-1:2008 TCVN 1651-2-2008 TCVN 1765-75 TCVN 1766-75 TCVN 6283-1:1997 ISO 1035/1:1980 TCVN 6283-2:1997 ISO 1035/2:1980 TCVN 6283-3:1997 ISO 1035/3:1980 TCVN 6283-4:1999

			ISO 1035-4:1982
7	7214	Iron or non-alloy steel in the form of bars and rods, only hot-forged, hot rolled, hot intrusive or hot extruded, including twisting after rolling 鉄又は非鉄合金鋼のその他の棒 (鍛造、熱間圧延、熱間引抜き又は熱間押し出しをしたもので、更に加工したものを除く。但し圧延後ねじったものを含む)	
8	7215	Iron or non-alloy steel in the form of bars and rods 鉄又は非合金鋼のその他の棒	
“	7216	Iron or non-alloy steel, in the form of an angle, mould, shape 鉄又は非合金鋼の形鋼	TCVN 7571-1:2006 TCVN 7571-2:2006 TCVN 7571-5:2006 TCVN 7571-11:2006 TCVN 7571-15:2006 TCVN 7571-16:2006 JIS G3101 G3106 G3114/ G3192 KS D3503 D3515 D3529 ASTM A36, A529, A992
9	7217	Iron or non-alloy steel wire 鉄又は非合金鋼の線	
10	7218	Stainless steel in the form of casting or another form; semi-finished products of stainless steel. ステンレス鋼のインゴットその他の一次形状のもの及び半製品	

11	7219	Products of flat-rolled stainless steel, with a width of 600 mm or more ステンレス鋼のフラットロール製品 (幅が 600 ミリ以上のもの)	JIS G4305
12	7220	Flat-rolled stainless steel, with a width of less than 600 mm ステンレス鋼のフラットロール製品 (幅が 600 ミリ未満のもの)	JIS G4305
13	7221	Bars and rods of stainless steel, hot-rolled uneven rolling ステンレス鋼の棒	
14	7222	Stainless steel in the form of bars and rods; stainless steel in the form of another shape, mold, and corner ステンレス鋼のその他の棒及び形鋼	TCVN 6367-2:2006 ISO 6931-2:2005
15	7223	Stainless steel wire ステンレス鋼の線	TCVN 6367-1:2006 ISO 6931-1:1994
16	7224	Other alloy steel in the form of founding or another raw form; semi-finished products of other alloy steel その他の合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの及び半製品	
17	7225	Other flat rolled alloy steel, with a width of 600 mm or more その他の合金鋼のフラットロール製品 (幅が 600 ミリ以上のもの)	TCVN 3599-81
18	7226	Products of other alloy steel, flat-rolled, with a width of less than 600 mm その他の合金鋼のフラットロール製品 (幅が 600 ミリ未満のもの)	TCVN 3599-81
19	7227	Bars and rods in the form of other alloy steel, hot-rolled, uneven coils その他の合金鋼の棒 (熱間圧延したもので不規則に巻いたもの)	
		- By wind steel その他	
		- By manganese steel – silicon シリコンマンガン鋼のもの	

	7227900010	Concrete reinforced steel 鉄骨鉄筋	TCVN 6284-5:1997 ISO 6934/5:1991 QCVN 07:2011/BKHCN
20	7228	Forms of bars and rods of other alloy steel; angular shapes, molds made from other alloy steel; hollow rods and bars, alloy or non alloy steel その他の合金鋼のその他の棒、その他の合金鋼の形鋼及び合金鋼又は非合金鋼の中空ドリル棒	
21	7229	Other alloy steel wire その他の合金鉄の線	
	7229200000	- From silic-manganese steel シリコンマンガン鋼のもの	TCVN 6284-2:1997 ISO 6934/2:1991 TCVN 6284-3:1997 ISO 6934/3:1991
22		Construction steel 建設用建材鋼	TCVN 6284-1:1997 ISO 6934/1:1991
		Coil form コイル	TCVN 1651-1:2008 TCVN 6284-2:1997 ISO 6934/2:1991 TCVN 6284-3:1997 ISO 6934/3:1991 TCVN 6284-4:1997 ISO 6934/4:1991
		Bar form 棒	TCVN 1651-1:2008 TCVN 1651-2:2008 TCVN 6284-5:1997 ISO 6934/5:1991

No.5662/BTC-KHCN dated 2014/6/24 により EPZ 外に拠点を置く EPE 企業が輸入する鉄鋼や輸出加工用に輸入する鉄鋼は、No.44/2013/TTLT-BCT-BKHCN の対象外となる。

但し、輸入者と再輸出者が異なる場合は対象外とはならない。

輸入鉄鋼の品質保証条件としては、鉄鋼の輸入組織及び個人は、輸入鉄鋼に適用される規格（ベトナム国際規格、その他諸国の国際規格、国際規格、或いは業界規格等）を輸入契約書内に規定しなければならない。又、輸入鉄鋼は、指定適合性評価機関により、適合性を評価されなければならない。

#### 5-5-1 輸入鉄鋼の品質適合性評価

輸入鉄鋼の品質適合性評価の方法としては、下記 2 種類の方法が定められている。

## 1.輸出国における包括認証

商工省から2名、科学技術省から1名、指定適合性評価機関から1名の合計5名の検査団による輸出国メーカーでの検査・評価を受ける。その結果により、3年以内の検査が減免されるが、減免期間内に輸入鉄鋼ロットごとのランダム検査が行われる。しかし現在は商工省通達（第4719/BTC-KHCN:2014年6月3日）により、輸出国における包括認証は運用停止されている。

## 2. 輸入鉄鋼ロットごとの評価

ベトナムに輸入を行う際に、対象ロット毎に検査を実施する方式。

### 5-5-2 指定適合性評価機関

指定適合性評価機関 《商工省指定 (2014年6月26日 現在)》

No.	機関名	住所	登録分野	認定番号	認定日
1	VINACOMIN	HA NOI	鉄鋼品質検査	2931/QD-BCT	2014/4/4
2	<u>QUATEST 1</u>	HA NOI	鉄鋼品質検査	2930/QD-BCT	2014/4/4
3	<u>QUATEST 3</u>	HO CHI MINH	鉄鋼品質検査	2933/QD-BCT	2014/4/4
4	SGS	HO CHI MINH	鉄鋼品質検査	2932/QD-BCT	2014/4/4
5	<u>QUATEST 2</u>	DA NANG	鉄鋼品質検査	4252/QD-BCT	2014/5/13
6	FCC	HO CHI MINH	鉄鋼品質検査	4253/QD-BCT	2014/5/13
7	<u>VINACONTROL</u>	HO CHI MINH	鉄鋼品質検査	4869/QD-BCT	2014/5/30
8	ITST	HA NOI	鉄鋼品質検査	5765/QD-BCT	2014/6/26
9	QUACERT	HA NOI	鉄鋼品質検査	5766/QD-BCT	2014/6/26

二重下線表記機関は、商工省、科学技術省の双方に指定されている機関

指定適合性評価機関 《科学技術省指定 (2014年8月15日 現在)》

No.	機関名	住所	登録分野	認定番号	認定日
1	<u>QUATEST 1</u>	HA NOI	検査/認証	783/QD-TDC	2014/5/13
2	<u>QUATEST 3</u>	HO CHI MINH	検査/認証	784/QD-TDC	2014/5/13
3	<u>QUATEST 2</u>	DA NANG	検査/認証	793/QD-TDC	2014/5/13
4	QUACERT	HA NOI	認証	1153/QD-TDC	2014/5/26
5	VINACONTROL	HA NOI	検査/認証	1229/QD-TDC	2014/6/9
6	<u>VINACONTROL</u>	HO CHI MINH	検査/認証	1230/QD-TDC	2014/6/9
7	VINACONTROL	HAI PHONG	検査/認証	1231/QD-TDC	2014/6/9
8	FCC	HO CHI	検査	1408/QD-TDC	2014/7/4

		MINH			
9	認証センター	DA NANG	認証	1487/QD-TDC	2014/7/16

指定検査・試験機関は2014年12月現在 VINACOMIN, QUATEST1, QUATEST2, QUATEST3 & SGS VIETNAM となっている。

### 5-5-3 輸入鉄鋼の品質適合性評価に必要な書類

品質適合性の評価登録書：1部（付録Ⅲ様式：ベトナム語）

輸入契約書（Contract）：1部（原本(写)押印）

Invoice：1部（原本(写)押印）

船荷証券（B/L）：1部（原本(写)押印）

Packing List：1部（原本(写)押印）

輸入申告書：1部（原本(写)押印）

原産地証明：1部（原本(写)押印）～（もしあれば/if any）

仕様書適合印付商標及び副商標：1部（原本(写)押印）～（もしあれば/if any）

海外指定試験機関発行の試験結果：1部～（もしあれば/if any）

### 5-5-4 輸入鉄鋼の品質適合性評価の減免

同一メーカー製造の輸入鉄鋼で、過去3回分の平均輸入量を超えない輸入数量の場合、その後3回の輸入について連続して品質検査を行い、基準を満たしていれば、その後の輸入時検査の減免を受ける事が出来、輸入時のランダムな確認のみとなる

必要書類を商工省科学技術局に提出し、必要書類受理後10営業日以内に減免について回答が得られる。

### 5-5-5 輸入鉄鋼の品質適合性評価の減免

必要となる書類は下記に挙げる。

- A) 検査減免申請書
- B) 経営登記証明書：1部（原本(写)押印）
- C) 輸入契約書（Contract）：1部（原本(写)押印）
- D) 船荷証券（B/L）：1部（原本(写)押印）
- E) 品質検査証明書（3回検査）：1部（原本(写)押印）

### 5-6 スクラップに関する輸入規制

スクラップの輸入禁止品については【No.187/2013/ND-CP ANNEX I (II) 10】Scrap and waste, refrigerating equipment using C.F.C.上にて資源・環境省からHS Codeを含め公表されることになっている。公表されている文章は【No.01/2013/TT-BTNMT】資源・環境省告示によるANNEX I：輸入可能なスクラップのLIST及びANNEX II：EPE及びNon-Tariff Zone（免税区域）企業から輸入可能なスクラップのLISTが有る。（LIST上には、HS Code、品名、条件、適用規格等が記されている）

適用規格の代表例（No.01/2013/TT-BTNMT Annex-I）を下記に挙げる。

HS Code（上4桁）	スクラップの種類	適用規格
2618	スラグ	QCVN 16-3:2011/BXD

3915	プラスチック屑	QCVN 32:2010/BTNMT
4707	古紙	QCVN 33:2010/BTNMT
7204	鉄屑	QCVN 31:2010/BTNMT

スクラップは、前述 5-1-2 の輸入管理品目となっていて、その管理が、Regulations on conditions or standards for import. に定められ、QCVN 31:2010/BTNMT に従うこととなっている。

関連法規の関係としては、

【No.187/2013/ND-CP ANNEX II-IV】 Scrap

Form of Management: Regulation on conditions or standard for import

↓

【No.01/2013/TT-BTNMT】

Stipulating on scraps permitted to be imported

↓

QCVN 31:2010/BTNMT

(輸入鉄鋼廃棄物に対する環境に関する国家技術基準)に HS No.7204 鉄屑も規定されている。

上記 QCVN 31:2010/BTNMT (輸入鉄鋼廃棄物に対する環境に関する国家技術基準) については、輸入許可が得られる鉄屑、輸入許可が得られない鉄屑、付着する不純物の量・成分及び海外から輸入される鉄屑に関わるその他技術要件について規定されている。輸入鉄屑は、税関における審査がスムーズに行えるように、輸入鉄屑のロットにおいて個々に分類されなければならない、輸入申請した鉄屑の HS Code と異なる HS Code の鉄屑の混入量は、全体の 20%を超えてはならないとされる。

輸入許可が得られる鉄屑については、1.金属加工プロセス或いはその他の製造プロセスから廃棄された鋳鉄或いは鉄鋼の棒、管、切れ端、削り屑、塊 2.中古の鉄鋼製の網、鋼片、鋼管、丸鋼、鉄板、レール 3.設備、機械、乗り物、建設から回収した鋳鉄或いは鉄鋼と規定されている。一方で輸入許可が得られない鉄屑については、1.塊状に圧縮された中古鉄鋼、缶、ドラム缶、梱包材や 2.清掃されていない食品、アスファルト、化学物質、油、オイル用鉄製容器等が規定されている。

輸入鉄屑に混在してはならない不純物として、1.医療廃棄物、爆発物、放射性物質、化学物質、及び植物及び動物から由来した有機物質や 2.処理されていないガスボンベその他の密閉物、及び弾丸、爆弾、その他の武器が規定されている。

一方で輸入鉄屑に混在しても良い不純物については 1.砂、土、埃、錆のような運搬中に付着した不純物、2.鉄屑に付着したメッキ、塗装、油、オイル、3.布、プラスチック、ゴム、その他材料と規定されている。但し、これらの不純物は輸入貨物ロットの総重量の 1%を超えてはならない

輸入鉄屑の揚地検査が実施される場合は、1.税関が目視検査を実施する。2.目視検査で条件を満たしているかどうか判断できない場合には、サンプル採取の上、詳細検査、試験を実施する。3.又、不純物に関してもサンプル採取の上分類、重量割合を算定。4.輸入申請した

鉄屑の HS Code と異なる HS Code の鉄屑が混入しているロットは、全ての貨物を検査すると規定されている。

### 5-7 中古機械・設備・製造ラインに関する輸入規制

ベトナム向け中古機械類の輸入については従来積み地港においての任意検査となっていた。しかし、状態の粗悪な中古機器類の輸入が相次いだ為、ベトナム政府は 2012/4/27: 政府通達 No.571/TTG-KTTH を出し、輸入中古設備規制を強化した。更に中国より大量の粗悪な中古機械類が国内に流入した為、2012/9/6: 科学技術省通達 No.2527/TB-BKHCHN が出され中国廃止企業の 2255 社から出される中古機械類の輸入が禁止された。これらを受けて、中古機械類の船積み前検査について強制検査の必要性の機運が高まり、2013 年春、ベトナム政府(ベトナム科学技術省の基準に基づく)は中古機器輸入に対して新たな規制を行うと発表した、又、首相が 2013 年 8 月 9 日、国外からの中古機械・設備の輸入を規制するよう、財政省、科学技術省に指示を行った。(首相指示 17/CT-TTg 号) 更に、科学技術省は 2013 年 9 月 24 日付で税関総局に対してオフィシャルレター (3016/BKHCHN-DTG) を送付し、中古機械・設備の輸入に関する基準を公表するまでの暫定措置を示した。この状況によりいよいよ船積み前検査の制度確定と実施が急務となり、2014 年 7 月 15 日、科学技術省より 20/2014/TT-BKHCHN が通達された。

これにより 2014 年 9 月 1 日船積み分よりベトナム向け中古機械類に付いては、船積み前検査が強制・義務付けられた。しかし輸入許可対象機器の年限等条件が厳しく、関係各方面より条件緩和の要求が殺到し、これを受けて通達効力発効直前の 2014 年 8 月 29 日に首相告示である 2279/QD-BKHCHN が出され、上記規制については現時点では効力が停止中である。

その後の流れについては、中古機械・設備・製造ラインの輸入規制改訂案が 3 次案まで随時提出されて都度内容の改変がなされている。

現時点での改正 3 次案での規制内容は下記の通りである。

#### 適用範囲

- 1.ベトナム国内における生産・営業活動に使用されることを目的とする HS CODE 第 84, 85 類の輸入部品、付属品、代替部品を含む輸入中古機械・設備、製造ライン
- 2.同、84.02 ～87
- 3.同、85.01～05; 85.07～09; 85.11; 85.14～15; 85.18～22; 85.24～33; 85.35～36; 85.43; 85.45～48

#### 適用除外されるもの

- 1.ベトナムでの積替 (Transshipment) 品
- 2.ベトナムにおいて加工及び生産に供さない再輸出目的の一次輸入品
- 3.修理・保守サービス契約履行目的輸入
- 4.ベトナム未発達技術開発及び調査目的輸入
- 5.EPZ 内企業及び EPE 企業からの調達

- 6.国防・治安目的輸入
- 7.海外非政府組織からの支援品
- 8.人道的寄贈・寄付品
- 9.交通運輸省公布の「安全性に悪影響を及ぼす可能性のある製品・商品一覧」に属する機械・設備及びこれらの付属品・部品・代替部品

#### **中古機械・設備の輸入条件**

国営企業輸入の場合には下記要件となる。

- 1.安全性・省エネ・環境保護に関する要求事項に適合すること
- 2.政府承認のマスタープランに適合していること
- 3.使用期間が10年を超えないこと
- 4.残存品質が80%以上であること

国営企業以外輸入の場合には下記要件となる。

- 1.安全性・省エネ・環境保護に関する要求事項に適合すること
- 2.使用期間が10年を超えないか、或いは
- 3.残存品質が80%以上であること

#### **中古製造ラインの輸入条件**

- 1.安全性・省エネ・環境保護に関する要求事項に適合すること
- 2.政府承認のマスタープランに適合していること
- 3.残存品質が80%以上であること

#### **部品・付属品・代替品の輸入条件**

- 1.代替・修理の必要がある機械・設備に適合する性能を有すること
- 2.ベトナム国内で製造できないこと
- 3.残存品質が70%以上であること

#### **輸入手続書類**

輸入者は、規定通りの輸入書類の他に、次の書類を税関に提出しなければならない

中古機械・設備を国営企業が輸入を行う場合には、輸入機械・設備の製造年を示す技術資料及び鑑定機関発行の品質証明書（原本）が必要となる。

中古機械・設備を国営企業以外が輸入を行う場合には、使用期間適用の場合は輸入機械・設備の製造年を示す技術資料。残存品質適用の場合には鑑定機関発行の品質証明書（原本）が必要となる。

更に中古製造ラインの輸入を行う場合は、鑑定機関発行の品質証明書（原本）、部品・付属品・代替品の輸入には輸入者発行の品質適合宣誓書（原本）が必要となる。

#### **品質証明書**

鑑定機関発行の品質証明書が求められているにも関わらず、輸入時に証明書が提出できない場合、輸入者の要求により、鑑定を目的に、一時的に倉庫に搬入することができる

又、輸入中古機械・設備・製造ラインの品質が、品質鑑定書或いは品質適合宣誓書の内容と合致しないと判定できる根拠がある場合には、税関は再鑑定を要求することができる。

#### **品質証明書記載事項**

品質証明書には下記事項を記載しなければならない

- 1.輸入者情報（社名、住所、電話番号、FAX 番号、E-Mail アドレス、代表者氏名）
  - 2.輸入品情報（品名、製造国、製造年）
  - 3.輸出者情報（社名、住所、電話番号、FAX 番号、E-Mail アドレス、代表者氏名）
  - 4.輸入目的（生産・加工目的 / 販売目的）
  - 5.鑑定場所、日時、条件（稼働、試運転、その他）
  - 6.鑑定結果（安全性・省エネ・環境保護に関する要求事項適合と残存品質）
  - 7.鑑定結果の公平・中立性及び信頼性に関する保証
  - 8.鑑定書の発行日と有効期限
  - 9.鑑定者の氏名と署名、及び鑑定機関責任者の職位と署名、並びに鑑定機関印
- 又、期限に付いては輸出国で鑑定した場合、鑑定書発行日から半年以内に輸入しなければならない。

#### **輸出国鑑定機関に求められる条件**

- 1.現地国にて機械・設備に関する検査・鑑定事業登録がなされていること
- 2.ILAC (International Laboratory Accreditation Cooperation) / APLAC (Asia Pacific Laboratory Accreditation Cooperation)メンバー（JAB:日本適合性認定協会）認定の ISO/IEC 17020 適合証明を有する機関であること
- 3.鑑定機関は毎年 12 月に、鑑定実績をベトナム科学技術省に提出しなければならない

#### **6. おわりに**

本報告書記載の内容は、調査時点（2014 年）の規制及び制度の概要であり、今後、変更があった場合は適時改定するとともに、関係者の皆様の意見等を踏まえて内容の充実に努める所存である。また、本報告書記載の内容についての不明な点は、当協会に照会していただきたい。